

セカンドオピニオン

2024年2月13日

株式会社光通信 ソーシャルファイナンス・フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト:大石 竜志

格付投資情報センター (R&I) は、光通信が 2024 年 2 月に策定したソーシャルファイナンス・フレームワークが「ソーシャルボンド原則 2023」(以下、SBP2023)、「ソーシャルローン原則 2023」及び金融庁「ソーシャルボンド・ガイドライン 2021 年版」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1)調達資金の使途

対象事業は、新興国(カンボジア及びマレーシア)において銀行等から十分な金融サービスが受けられていない人々に対し、必要不可欠な金融サービス(融資、割賦販売、リースを含む)を提供するための資金供与である。カンボジアは新興国の中でも所得水準が低い。債権は生活の足として需要が高いバイクの割賦を主とする。マレーシアは金融インフラの発展、高い銀行口座保有率といった金融包摂の素地が整いつつある一方、外国人労働者やその家族、農村地帯の人々といったフォーマルな金融サービスを受けられていない人々の金融アクセスの改善が課題となっており、低コストな金融サービスの提供や金融リテラシーの向上が求められている。このため、本件では特に平均所得以下の人々を対象に携帯電話やバイクの割賦、個人向けローンが中心となる。ネガティブな影響については、資金を必要以上に供給することによる借入人の負債の増加が想定されるが、適切な与信管理を行うことにより対応される。R&I は対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出すと評価した。SBP2023 に例示されている事業区分では「必要不可欠なサービスへのアクセス」、「中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンス」に該当し、金融サービスが未成熟な新興国において資金調達が困難な個人、中小零細事業者が対象となる。

(2)プロジェクトの評価と選定のプロセス

光通信のサステナビリティの考え方を念頭に対象事業を選定している。多重債務問題等の社会的に重大な悪影響を及ぼす可能性について充分な抑止が図られていることを確認するなど、プロジェクトの評価・選定のための適格クライテリア及び除外クライテリアは明確に定められている。評価の基準、対象事業の選定は適切なプロセスを経ている。

(3)調達資金の管理

調達資金はグループ会社を通じて現地の子会社に全額融資され、当該子会社において資金管理を行う。なお、リファイナンスに充当する場合、現地での顧客向けに必要な資金は以前から光通信より供給されてきたことから、調達された資金は、これらの資金のリファイナンス資金として、直ちに充当される予定である。当該子会社ではソーシャルファイナンスによる調達資金を上回る債権を既に保有しており、本フレームワークに基づき調達した資金と同額相当以上の適格債権を保持し続け、調達資金が常に充当されるよう管理する。また、調達資金の残高が存在する限り、光通信は少なくとも年1回定期的にモニタリングを実施する。

(4)レポーティング

投資家、金融機関に対して調達資金の充当状況及び社会的成果を明確に説明する資料を開示する。充当状況及びインパクト・レポーティングはホームページにて開示される(ローンの場合は金融機関に報告される)。資金の充当状況及びアウトプット・アウトカム・インパクトに関するレポーティングは適切と評価できる。

株式会社格付投資情報センター

Copyright(C) 2024 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 2 2番地テラススクエア(お問い合わせ)マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL 03-6273-7471 セカンドオビニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達 に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、適合以外の事柄につき意見を表明するものではなく、資金 調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧下さい。



発行体の概要

- 光通信はインターネット回線、電力、宅配水など自社商材を主体に幅広い商材をグループで取り扱う。 創業は1988年。東京都豊島区池袋に本社を置き、持株会社としてグループ各社の経営管理を担う。個 人及び法人顧客に様々な商品・サービスを広く普及させることを通じて、顧客、取引先、株主、従業 員、社会などステークホルダーに貢献することを目指している。
- 商品・サービスの販売後に使用料などに応じた継続的な収入が見込まれるストック事業を中核事業とする。ストック事業の商材・サービスは、通信回線サービス、宅配水、電力、保険、業種別 IT ソリューション、決済ソリューション、携帯電話、OA 機器など多岐にわたる。
- 光通信では個人・法人向けに子会社のビジネスパートナーを通してファイナンス事業も展開している。 国内でオフィス用品・ホームページ制作等の分割支払いの提供事業や事業者向けローン、エステ・パー ソナルジム等の個人での購入にかかる分割支払いや個人向けローンを提供している。海外ではカンボジ アで個人向けローンや携帯電話・バイク・車・農機具等の分割支払いの提供、マレーシアでも個人向け ローンや自動車・携帯電話等の分割支払いを提供している。また、ラオスでは個人向けに携帯電話のリ ース事業、モンゴルでは個人向けマイクロファイナンスを提供している。



1. 調達資金の使途

(1) 対象プロジェクト

調達資金は以下のプロジェクトを対象事業として関連する新規支出又はリファイナンスに充当される。 既存のプロジェクトに充当する場合、ソーシャルボンドの発行日から 36 カ月以内に行われた適格プロ ジェクトへの支出が対象となる。

プロジェクト	SBP	適格プロジェクト	対象となる
カテゴリー	カテゴリー		人々
新興国における	必要不可欠なサ	金融サービスが未成熟な新興国における、個人や個人事	金融サービスが
個人・中小零細	ービスへのアク	業主を含む中小零細事業者向けの金融サービス(融資、	未成熟な新興国
事業者向け金融	セス/中小企業	割賦販売、リースを含む)の提供のための資金	において資金調
サービス	向け資金供給・		達が困難な個
	マイクロファイ	<プロジェクト例> 	人、中小零細事
	ナンス	・ ビジネスパートナーグループを通じた、カンボジアや	業者
		マレーシア等の新興国における、携帯電話の割賦販	
		売、自動二輪・四輪車や農機具のリース・割賦販売や	
		マイクロファイナンス等の個人や零細中小企業向け金	
		融サービス提供	
		- ただし、マレーシアにおいては、平均所得以下の人々	
		を対象とする	

・ 光通信は子会社のビジネスパートナーのカンボジア子会社である Active People's Microfinance Institution 及びマレーシア子会社の JCL Credit Leasing Sdn Bhd.を通じて、生活の質及び経済状況の向上を支援している。本プロジェクトの資金使途は両社の現地でのファイナンス事業に充当される。なお、リファイナンスに充当する場合、調達資金はビジネスパートナーを通して既に融資している資金のリファイナンス資金として直ちに充当する予定である。

くカンボジアにおけるファイナンスと社会の課題認識・対象とする人々>





カンボジアでプノンペンを主体に各地に支店を展開し、主に個人向けにバイクや中古車、携帯電話の割賦やマイクロファイナンスを提供している。バイクの割賦はカンボジア国内でシェア No.1(自社調べ)としている。

カンボジアでは近年目覚ましい経済成長や中間所得層の増加に伴い、車両登録数が増加傾向にあり、特に二輪車の割合が84.9%を占めている。バイクの普及率が高い背景には、カンボジアではバスや電車といった公共交通機関が未発達で、運賃も高い傾向がある。自動車については、生産工場が限定的で高い関税のかかる高価な輸入品が多かったことから、比較的安価なバイクが生活の足となっていることがあげられる。

カンボジアは 2022 年時点で開発途上国の中でも特に貧しいとされる後発開発途上国のリストに入っている。特に、農村部に住む半数近くが貧困状態にあり、教育や医療などのサービスにアクセスできないことが多いため、こうした人々にとって、バイクは学校や病院への通学・通院の手段となっている。

また、多くの貧困層の人々は農業や小規模なビジネスで生計を立てている。バイクを所有することで、遠くの市場への農産物運搬や、遠方への仕事のアクセスが容易となるため、収入の向上に繋がる。

Active People's Microfinance Institution はカンボジアの個人、個人事業主を初めとするバイク取得のサポートやマイクロファイナンスを提供することで、貧困・低所得層の人々の生活の質並びに経済状況の向上を支援している。



くマレーシアにおけるファイナンスと社会の課題認識・対象とする人々>

JCL

■ JCL Credit Leasing Sdn Bhd.

マレーシアのクアラルンプールにて個人向けのバイク、携帯電話、中古車等の割賦や融資を提供している。法令に則った事業形態が評価され、従来認められていなかった融資のオンライン受付について、国内で認められている8社の中で最も早く選ばれた。現在はすべてオンラインで受付・運営している。マレーシアは金融インフラの発展、高い銀行口座保有率といった金融包摂の素地が整いつつある一方、外国人労働者やその家族、農村地帯の住人でフォーマルな金融サービスを受けられていない人々の金融アクセスの改善が課題となっており、低コストな金融サービスの提供や金融リテラシーの向上が求めら

マレーシアの平均年齢は若く、2022年時点の年齢中央値は30.4歳である一方、若年労働者の失業率は10%程度と全年齢失業率と比較して顕著に高く、世代・地域・国籍の違いで所得格差がある。

JCL Credit Leasing Sdn Bhd.は、マレーシア、クアラルンプールにて、平均所得未満の人々をはじめ、より多くの人々へ金融アクセスを提供できるよう、個人向けのバイク、携帯電話、中古車等の割賦や融資を提供している。なお、本件では平均所得以下の人々を適格要件とする。

(2) 対象事業の目標がポジティブな社会的成果であること

対象事業による便益及び影響は、次のように整理される。

対象事業による便益及び影響					
直接的な便益	•	個人及び中小零細企業にとって必要な機器(バイク、携帯電話等)の取得			
間接的な便益	•	個人や中小零細企業の生活の質及び経済状況の向上			
ネガティブな影響と		資金を必要以上に供給することによる負債の増加に対しては、適切に与信管理す			
その対応		ることで対応されている			

対象事業は、新興国(カンボジア及びマレーシア)において銀行等から十分な金融サービスを受けられていない人々に対し、必要不可欠な金融サービス(融資、割賦販売、リースを含む)を提供するための資金供与である。これらの直接的な便益は資金提供により個人及び中小零細企業にとって必要な機器(バイク、携帯電話)が取得でき、生活の質的・経済的向上が図れる。ネガティブな影響については、資金を必要以上に供給することによる借入人の負債の増加が想定されるが、適切な与信管理を行うことにより対応される。以上より、R&I は対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出していると評価した。



対象事業が関わる持続可能な開発目標(SDGs)との整合

● ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認し、適格プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通りとした。

SDGs アクションプランとの整合

日本政府のSDGsの達成へ向けた「SDGsアクションプラン2023」に示された① \sim 8の優先課題に関して、本ソーシャルボンドでの充当事業が特に以下の課題に貢献すると考えられる。

優先課題	対応するSDGsターゲット		
①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平 等の実現	1 Sub- see 8 marks 9 mat-tenano materials 1 Sub-		

SBP2023 に例示される事業区分との整合

対象事業は、SBP2023 に例示されている事業区分「必要不可欠なサービスへのアクセス」、「中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンス」に対応し、主に金融サービスが未成熟な新興国において資金調達が困難な個人、中小零細事業者が対象となる。

対象事業は、新興国(カンボジア及びマレーシア)において銀行等から十分な金融サービスが受けられていない人々に対し、必要不可欠な金融サービス(融資、割賦販売、リースを含む)を提供するための資金供与である。カンボジアは新興国の中でも所得水準が低い。債権は生活の足として需要が高いバイクの割賦を主とする。マレーシアは金融インフラの発展、高い銀行口座保有率といった金融包摂の素地が整いつつある一方、外国人労働者やその家族、農村地帯の人々といったフォーマルな金融サービスを受けられていない人々の金融アクセスの改善が課題となっており、低コストな金融サービスの提供や金融リテラシーの向上が求められている。このため、本件では特に平均所得以下の人々を対象に携帯電話やバイクの割賦、個人向けローンが中心となる。ネガティブな影響については、資金を必要以上に供給することによる借入人の負債の増加が想定されるが、適切な与信管理を行うことにより対応される。R&I は対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出すと評価した。SBP2023に例示されている事業区分では「必要不可欠なサービスへのアクセス」、「中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンス」に該当し、金融サービスが未成熟な新興国において資金調達が困難な個人、中小零細事業者が対象となる。



2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1)包括的な目標、戦略等への組み込み

- 光通信及び光通信グループは、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組んでいる。
- サステナビリティへの考え方をもとに、環境、社会、ガバナンスについて、それぞれ項目を定めている。 社会面では、①ダイバーシティの推進、②実力主義、③人権の尊重、④労働時間、⑤各種制度、⑥意見 箱の設置、⑦経済的貢献、⑧自治体等への貢献──の8項目を掲げ、具体的な取り組みを推進している。
- ビジネスパートナーグループは豊かな社会づくりに貢献するため、積極的に社会貢献活動に取り組み、 社会・市場において存在価値が明確な企業グループを目指している。
- 本プロジェクトの取り組みは、光通信の社会面の施策における「⑦経済的貢献」につながる事業と位置 づけられる。解決する社会課題はファイナンシャルサービスを通じた個人や中小零細企業の生活の質及 び経済状況の向上である。

(2)プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 適格プロジェクトの適格性の判断において、プロジェクトを実施するグループ会社は、所在地の国・地 方自治体にて求められる各種法令等の遵守、マネー・ロンダリングやテロ資金供与、多重債務問題等の 社会的に重大な悪影響を及ぼす可能性について充分な抑止が図られていることを確認する。
- 光通信がプロジェクトの適格性を判断するにあたって、社会的に重大な悪影響を抑止するための取り組みが充分でないと判断したプロジェクトについては、調達資金の使途の対象から除外する。
- 適格プロジェクトにおける資金使途は、銀行等から十分な金融サービスが受けられていない個人や中小零細企業に必要な金融サービスを提供することで、当該人々の生活の質的向上や経済的向上への貢献を目的としている。これらはソーシャルボンド原則の事業区分である「必要不可欠なサービスへのアクセス」、「中小企業向け資金供給・マイクロファイナンス」に該当するものである。

(3)プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- プロジェクトを実施するグループ会社にて選定を行い、光通信がグループ会社から適格性の判断に必要な情報を受領・確認のうえ、適格プロジェクトとしての適格性を確認し、最終承認を行う。
- 融資実行に係る各現地法人の個別債権の与信審査プロセスにおいて、法令の遵守、多重債務に配慮した 適格な審査を経ている。

光通信のサステナビリティの考え方を念頭に対象事業を選定している。多重債務問題等の社会的に重大な 悪影響を及ぼす可能性について充分な抑止が図られていることを確認するなど、プロジェクトの評価・選定 のための適格クライテリア及び除外クライテリアは明確に定められている。評価の基準、対象事業の選定は 適切なプロセスを経ている。



3. 調達資金の管理

- ソーシャルファイナンスによって調達された資金は、グループ会社のビジネスパートナーを通じて、グループの現地子会社に貸し付け、当該子会社において資金管理を行う。なお、リファイナイスに充当する場合、現地での顧客向けに必要な資金は以前から光通信より供給されてきたことから、調達された資金は、これらの資金のリファイナンス資金として、直ちに充当される予定である。
- 当該子会社ではソーシャルファイナンスによる調達資金を上回る保有債権を既に保有しており、債権残 高が常に充当資金を上回るよう管理される。
- 調達資金の残高が存在する限り、光通信は少なくとも年1回定期的にモニタリングを実施する。
- 充当するまでの間や未充当資金が発生した場合は、現金又は現金同等物として管理する。

調達資金はグループ会社を通じて現地の子会社に全額融資され、当該子会社において資金管理を行う。なお、リファイナンスに充当する場合、現地での顧客向けに必要な資金は以前から光通信より供給されてきたことから、調達された資金は、これらの資金のリファイナンス資金として、直ちに充当される予定である。当該子会社ではソーシャルファイナンスによる調達資金を上回る債権を既に保有しており、本フレームワークに基づき調達した資金と同額相当以上の適格債権を保持し続け、調達資金が常に充当されるよう管理する。調達資金の残高が存在する限り、光通信は少なくとも年1回定期的にモニタリングを実施する。



4. レポーティング

(1)開示の概要

● レポーティングの概要は以下の通り。資金充当状況及び定期レポートについては、ソーシャルファイナンスが償還されるまでの期間に亘って開示される。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	・適格プロジェクトへの充当額 (新規 支出とリファイナンスの割合を含む) ・未充当額 ・調達残高	年次	ホームページ、ローンの 場合は金融機関に報告
定期レポート	インパクト・レポーティング	年次	ホームページ、ローンの 場合は金融機関に報告

(2)インパクト・レポーティング

● 下表の指標についてレポーティングが実務上可能な範囲で公表される。

プロジェクト	アウトプット	アウトカム	インパクト
新興国における個人・中	対象国、提供するサー	サービスの恩恵(通信手段や移動手段等の享受)を受けた人の数(平均所得以上/以下の別)	新興国の人々の生活水
小零細事業者向け金融サ	ビスの種類毎の資金提		準の向上、経済の活性
ービス	供件数・金額		化

● 対象事業による社会的効果について、アウトプット、アウトカム、インパクトの3段階でレポーティングが予定されている。アウトプット指標は資金提供件数・金額等の直接的なプロジェクトの成果である。アウトカム指標はプロジェクトの実施によってどういった債務者に資金が供与され、ポジティブな効果を生んでいるかの指標である。インパクトはその結果として間接的に現れるものであり、光通信が直接的に測定することが困難なことから、定性的な評価について事前に実施している。

投資家、金融機関に対して調達資金の充当状況及び社会的成果を明確に説明する資料を開示する。充当状況及びインパクト・レポーティングはホームページにて開示される(ローンの場合は金融機関に報告される)。 資金の充当状況及びアウトプット・アウトカム・インパクトに関するレポーティングは適切と評価できる。

以上



【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益(著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます)は、特段の記載がない限り、 R&I に帰属します。 R&I の事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用(複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます)することは認められません。

R&I は、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務(信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄(債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます)について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用(損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします)について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益(特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます)は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用(複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます)し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&I の R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見です。R&I グリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務(信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&I グリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I は R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iが R&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&I は、R&I が R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&I の R&I グリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報や R&I グリーンボンドアセスメントの使用、あるいは R&I グリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用(損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします)について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。 R&I グリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA (国際資本市場協会) に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者(外部レビュー部門)に登録しています。また、2022 年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト (https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html) に開示しています。

R&I は 2022 年 12 月、金融庁が公表した「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」(以下、「行動規範」という。) の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の 6 つの原則とその実践のための指針への R&I の対応状況については R&I のウェブサイト (https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html) に開示しています (以下、「対応状況の開示」という。)。

R&I と資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESG ファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&Iの ESG ファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。